

【青森県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況

(令和6年7月現在)

地方卸売市場名	売買参加者の新規参入ルール（関係規程）	実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況 必要な改善等の内容は<事項> 1～4
弘前総合地方卸売市場	<u>弘前総合地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場大魚株式会社むつ総合卸売市場	<u>地方卸売市場業務規程（大魚株式会社むつ総合卸売市場）</u>	該当なし
地方卸売市場 株式会社五所川原中央青果	<u>株式会社五所川原中央青果地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場 津軽りんご市場	<u>株式会社津軽りんご市場業務規程</u> <u>津軽りんご市場嘩峰会会則</u>	事項3、4について、買参人組合である【津軽りんご市場嘩峰会】会則第4条「（中略）株式会社津軽りんご市場と買参人取引契約を締結した者をもって自動的に会員となすものとする。」の部分を改正検討中
十和田地方卸売市場	<u>十和田地方卸売市場業務規程</u>	該当なし
南部町営地方卸売市場	<u>南部町営地方卸売市場条例</u> <u>南部町営地方卸売市場条例施行規則</u>	該当なし
青森市公設地方卸売市場	<u>青森市公設地方卸売市場業務条例</u> <u>青森市公設地方卸売市場業務条例施行規則</u> <u>売買参加者承認取扱要領</u>	該当なし
地方卸売市場 株式会社弘前生花市場	<u>株式会社弘前生花市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場 八戸市第一魚市場	<u>地方卸売市場八戸市魚市場条例</u> <u>地方卸売市場八戸市魚市場条例施行規則</u>	該当なし
地方卸売市場 八戸市第二魚市場	<u>地方卸売市場八戸市魚市場条例</u> <u>地方卸売市場八戸市魚市場条例施行規則</u>	該当なし
地方卸売市場 八戸市第三魚市場	<u>地方卸売市場八戸市魚市場条例</u> <u>地方卸売市場八戸市魚市場条例施行規則</u>	該当なし
地方卸売市場 三沢市魚市場	<u>地方卸売市場三沢市魚市場条例</u> <u>地方卸売市場三沢市魚市場条例施行規則</u>	該当なし
地方卸売市場 泊漁業協同組合魚市場	<u>地方卸売市場泊漁業協同組合魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場 白糠魚市場	<u>地方卸売市場白糠魚市場業務規程</u>	該当なし

地方卸売市場 大畑町魚市場	<u>むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例</u>	該当なし
地方卸売市場 大間漁業協同組合魚市場	<u>地方卸売市場大間漁業協同組合魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場 小泊漁業協同組合魚市場	<u>地方卸売市場小泊漁業協同組合魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場 下前漁業協同組合魚市場	<u>地方卸売市場下前漁業協同組合魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場 鱒ヶ沢漁業協同組合魚市場	<u>地方卸売市場鱒ヶ沢漁業協同組合魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場 大戸瀬魚市場	<u>地方卸売市場大戸瀬魚市場業務規程</u>	該当なし
地方卸売市場 深浦魚市場	<u>地方卸売市場深浦魚市場業務規程</u>	該当なし
五所川原地方卸売市場 丸中五所川原中央水産株式会社	<u>五所川原地方卸売市場丸中五所川原中央水産株式会社業務規程</u>	該当なし
弘前水産地方卸売市場	<u>株式会社弘前水産地方卸売市場業務規程</u>	該当なし

<事項>

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。
 売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。